

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 8 号
件 名	「新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例」第26条の違法性並びに同法「逐条解説」の羈束裁量行為について
要 旨	<p>平成 16 年 12 月 24 日 条例第 99 号「新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例」第 26 条（土地改良区による管理）は、次記のとおり低級で稚拙な瑕疵ある条文である。</p> <p>その瑕疵とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> * 行政官庁が通達した「法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて」（平成 11 年 7 月 16 日大蔵省理財局長第 2592 号，添付資料第 H 号証）他に違反し，さらに，「公の施設」として担保された条例（第 5 条他）を侵したことは，地方自治法第 244 条及び同条の 2 をほごにしたものである。 * その他。 <p>現況実態は，土地改良区（圧力団体）に迎合し，</p> <ul style="list-style-type: none"> * 行政財産（公の施設）の使用許可，使用料徴収の権限事務（第 5 条から第 7 条）を付与して，その徴収した使用料を各土地改良区が収入としている。 * 第 26 条に規定される条文は，【土地改良区】のみの表記であり，【代表者】等の特定が欠落し，第 5 条の【市長】表記に比しても踰越僭上である。 <p>それら誤った判断は，土木総務課が内規として作成した「逐条解説」（平成 16 年 12 月 24 日 条例第 91 号，平成 30 年 12 月 25 日付，市議会陳情第 207 号）に詳記され，その確信した過ちは言い逃れることはできない</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和元年 9 月 26 日 環境建設常任委員会
受 理	令和元年 9 月 17 日 第 330 号

- * 条例第5条の逐条解説1項（逐条解説3ページ，12行目）
法定外公共物の使用形態について、「排他的・独占的使用」を「排他・独占使用」と解釈した事務執行（使用手続）を行っている。
- * 条例第5条の逐条解説5項（逐条解説3ページ，17行目）
行政財産使用を特別使用に言い換え，官庁通達（添付資料第H号証）の真意を曲解している。
- * その他。

当該議会宛て陳情は，条例第26条の瑕疵（違法性）について論拠し，その条文を削除する必要性を論拠したものである。

既に，統括所管（*農林水産部農村整備・水産課，*土木総務課）宛てに具申書（添付資料第C号証）を送付した。回答遅延の理由について同所管は，上位組織等に意見を求めていることから，近日中に返答を得られるものと思慮するが，条例の制定は議会の同意があるから，その過ちを当事者として自覚した上，修正し反省しなければならない。

参考資料

- (A) 新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例（平成16年12月24日条例第91号）
- (B) 新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例逐条解説（平成27年2月5日作成）

別添付資料

- (C) 「公の施設」を選良と同等に処分事務を行う土地改良区の不正行為並びに条例第26条の修正（具申）について（令和元年7月30日）【小柳隆から市長宛ての具申書】
- (D) “回答遅延理由書”（令和元年9月6日）【農村整備・水産課長から上位機関に問い合わせ中としての回答遅延理由書】
- (E) 国有財産譲与契約書（平成15年4月1日，国→豊栄市）【道路法，河川法等の定めのない里道，赤道，農道又は小川等の譲与書】
- (F) 国有財産譲与契約書（平成17年3月31日，県→新潟市）【道路法等の定めのある道路の譲与契約書】

（次頁につづく）

陳情第28号

	<p>(G) 法定外公共物の処分事務に係るお伺（質問）への回答（平成31年4月17日，土木総務課→小柳隆）【（E），（F）に証明されるとおり回答内容は的外れ】</p> <p>(H) 法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて（平成11年7月16日，国→県知事）【里道（赤道又は農道等），水路（小川等）として公共の用に供しているものは，市がその機能管理を行い貸し付け等の処分事務を負う。】</p> <p>(I) 法定外公共物に係る機能管理（里道編）（平成17年3月，土木総務課）【農業用施設に該当せず，公道に面した土地は，公共物としての機能の維持管理及び災害防止，復旧等に必要な措置（機能管理）を行う。】</p>
--	---